

～最新の働き方改革に対応！～

フリーランス保護法の概要とポイント

2024年11月1日から、フリーランスと発注事業者との取引の適正化やフリーランスの就業環境の整備を図ることを目的とした法律が施行されました。現状フリーランスは、労働者としての扱いではなく、労働基準法の適用外です。そのため、従業員を使用していない税理士、建設職人、デザイナー等の個人事業主などの「特定受託事業者」に業務委託を行っている事業者には様々な対応が求められています。本セミナーでは、中小・小規模事業者がフリーランスとのトラブルを未然に防ぎ、適切な関係を築くための対応について解説しますので是非ご参加下さい。

日時 令和6年12月20日(金) 14時～16時

受講料:無料
(会員・非会員問わず)

場所 泉佐野商工会議所 2F 研修室

主催・問合せ 泉佐野商工会議所
〒598-0006 泉佐野市市場西3-2-34
Tel:072-462-3128 fax:072-463-8780

対象 中小・小規模事業者

定員 15名

申込方法 下記申込書に記載の上、
FAX: 072-463-8780へ申込下さい

セミナー内容

1. フリーランス保護法とは
2. 対象となる事業者について
3. 対象となる取引とは?
留意点や対処法について
4. 違反した場合は?

講師 ブリック労働法務事務所 (一般社団法人国際労働法務協会)
特定社会保険労務士 特定行政書士 代表 橋本 裕介氏



◆講師プロフィール◆

兵庫県たつの市出身。同志社大学卒、同志社大学大学院修了。京都先端科学大学、大手前短期大学非常勤講師。厚生労働大臣委嘱地域型年金委員。大手金融機関、厚生労働省(社会保険庁、地方労働局)、日本年金機構本部を経て現職。外国人や非正規雇用者など幅広い雇用形態の人事・労務管理を得意としており、各方面からの講演・研修実績が多数あり。

フリーランス保護法の概要とポイント受講申込書

2024年 月 日

事業所名		業種	
所在地		従業員数	
受講者名		受講者名	
電話		FAX	

※ご記入いただいた情報は、泉佐野商工会議所からの各種講座・講習会の情報提供やセミナー参加者の実態調査・分析に利用させていただきます。

※受講にあたりましては、手洗い・アルコール消毒など基本的な感染対策へのご協力をお願い致します、マスクの着用は政府方針に倣い、個人の判断に委ねることを基本として運営致します。